

内閣参質一九三第三号

平成二十九年一月三十一日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

参議院議長 伊 達 忠 一 殿

参議院議員有田芳生君提出拉致問題に取り組む警察庁「特別指導班」に関する質問に対し、別紙答弁書を
送付する。



参議院議員有田芳生君提出拉致問題に取り組む警察庁「特別指導班」に関する質問に対する答弁書

一について

北朝鮮による拉致の可能性を排除できない事案（以下「事案」という。）に係る取組を強化するため、平成二十五年三月八日、警察庁警備局外事情報部外事課に警察庁長官官房参事官（拉致問題対策担当）を班長とする十名程度の体制による特別指導班を設置し、以降、同参事官を班長とするおおむね同規模の体制により、警察における事案の捜査・調査を推進している。

二について

特別指導班においては、事案の真相究明に向け、同班の担当職員を出張させるなどして、都道府県警察の捜査・調査を担当する職員への指導や事案の実地調査、都道府県警察間の協力体制の構築等を行っているところであり、その成果として、警察においては、平成二十五年度に五名、平成二十六年度に三名、平成二十七年度に四名、平成二十八年度（平成二十八年四月一日から平成二十九年一月二十五日までの間に限る。）に三名の行方不明者をそれぞれ日本国内で発見し、北朝鮮による拉致の可能性はないと判断したところである。また、お尋ねの「行方不明になった場所」については、関係者のプライバシーを侵害する

おそれを考慮する必要があることから、お答えを差し控えたい。